

第2号様式

(表)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課		番号 10
許認可等の内容		死体解剖の許可
根拠法令及び条項		死体解剖保存法第2条第1項
審査基準	関係条項	死体解剖保存法施行規則第1条
	基 準 (未設定の場合は その理由)	(1) 死体の解剖をしようとするものは、原則として医師又は歯科医師であること。 (2) 公衆衛生の向上又は医学の教育もしくは研究のため特に必要があると認められる場合であること(歯科医解剖保存法第2条第2項)
	参考事項	「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集(中央法規)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定( 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定( 年 月 日最終変更)